

内閣法案特別委員會會議事速記録第一二號

昭和二十一年十二月二十一日(土曜)
日)午前十時二十四分開會

○委員長(公爵岩倉具榮君) それでは
是より開會致します

○男爵明石元長君 昨日澤田委員が御
話になりましたやうに、私も此の法案
だけであつたと見當がつかないやうな
氣が致すのでありますが、それはそれ
としまして、此の法案と申しますもの
を、今後の内閣と云ふものと地方自
治體との關係と云ふやうなことに付て
伺ひたい、それでは此の敗戦後の國
家の建直しとしましては、地方自治、
地方分權と云ふものを強化すべきだと
云ふ意見を持つて居るのであります

此の改正せられた憲法に於きま
しては、地方自治の問題も採り上げら
れて居ります、政府に於ても地方自治
の強化の施策を執つて居られるのであ
りますが、今日の此の府縣單位を基礎
として地方自治を強化する、分權を強
化して行くことと云ふことは、餘り根柢が
ないやうに思はれるのであります、話
り政治的、經濟的の考慮が餘り拂はれ
て居らないやうに思ふ、之を徹底して
行つて、さう云ふやうな條件を考慮し
て、さうして地方分權、地方自治と云
ふものを高めて行かなければ、却つて
地方割據の弊害に陥るのではないかと
思ふのであります、其處で私は大臣に
伺ひたいことは、政府は地方分權を強
化して居られますけれども、今後斯う
云つた點を考へまして、或は道州制と
申しますか、さう云ふやうな方面迄
に地方自治を高めて行かれる御考へで

あるかと云ふことを先づ伺ひたいので
あります

○國務大臣(植原悦二郎君) 地方自治
の問題であります、ポツダム宣言を
受諾した以上は、徹底的に民主政治の
行はれるやうにしなければならぬとい
ふことは、敗戦後の日本の國民に課
せられた一つの大きな途だと思ひま
す、そこで民主政治を實現するには、何
と言つても市町村、府縣地方の自治か
ら固めて行かなければならぬ、御承
知の通り、戦争中極度に中央集權にし
て、殆ど日本の地方自治制は全面的に
其の形態を變へたやうなものになりま
したけれども、新憲法の下に於ては出
来るだけ地方自治の完成を圖らなけれ
ばならない、それが爲に御承知の通り
府縣知事も民選にする、市町村長は勿
論のこと、府縣制に於きましても現在
の權限がずつと擴張されて、最近皆様
方から御通過を願つた法案では、知事
が民選でありながら官吏のやうな形を
備へて居りますけれども、是は極く短
かい過渡期の御承知を願ひたい
と思ひます、只今地方の府縣に於ける
官吏と云ふ者も、早晚極く近い期限内
に於て公務員、官吏の形に變へてしま
はなければならぬ、さうして民選の
知事が公務員として當然それ等の任免
職を行使するが、此の場合に、戦争中殆
ど……戦争中と云ふよりは滿洲事變以
來、軍閥官僚が先を見越して極度の
中央集權にして、地方の教育費も地方
の費用も、殆ど中央政府が支配するや
うな分與税で之を維持して居る、斯う

云ふ形も出来るだけ改めましてはなけ
ればならぬ、地方自治機關は地方自
治の財源を以て之を支辨して行く、
府縣知事は公務員とする、其の下の
總ての現在の役人も公務員になる、さ
うして警察權の問題も、心ずや刑事
警察、全國に互る刑事警察は是は別で
すけれども、地方自治の警察權は府縣
に移す、さうして全國的の通商に關す
ることは別な法規に依つてやる、丁度
アメリカに於て、アメリカの各州は殆
ど獨立國の體裁をして居りますけれど
も、其の間に於てインター・ステーツ
・コンマース・ローと云ふものがあつて、
全國を支配する共通な法律がある、刑
事問題に付ては全國的に共通なもの、
教育も共通なものだけの指導は文教の
府でやりますけれども、國民教育など
は努めて地方の自治に任せる、唯程度
だけは定める、都會地の小學校の生徒
と田舎の山の中の生徒と、同じやうな
體操や學課を教へることは間違つて居
ると思ふ、農村の兒童は運動をし過ぎ
て困るのだから、共同生活をする訓練
は必要だけれども、劃一的な今迄のや
うな教育も皆改めまして、さうし
て今教員のモネストや何かあるやうな
氣配もありませうけれども、實際は農
村に於ける學校の先生と云ふものは、
同じ金錢で拂はれる給料を貰つて居
れば非常な樂な生活が出来る、何故か
ならば、先生だと云ふので農村民との
關係があつて、さう食物などは不自由
しないと云ふ状態になつて居る、下宿
してもさうでありますから……總て今

迄日本人が全國内を一本のものやう
に考へて來た、是が間違つて居るのぢ
やありませんまいか、民主政治と云ふも
のは、徹底的に地方の自治と言へば其
の地方地方で事を處理する、そこ迄行
けるか行けないか知らないけれども、
私は今迄の町村などと云ふものは、政
治と云ふよりは、町村の本當の自治の
經濟機關として存在するやうにならな
ければ、本當のよい町村自治が出来な
いと思ふのです、さうして地方分權を
發達せしめて行く、其處に民主主義の
基礎を固めて行くことと云ふことが將來の
平和國家建設をする狙ひぢやなからう
かと思ふから、極く全國一般に互る所
の政治上の問題とか、全國一般に互る
所の通商上の問題とか云ふことは中央
政府でするけれども、其の他のことは
地方に適應する状態に於て、其の地方の
政治、經濟、社會問題を片付けて行く
ことと云ふことが、本當の民主政治を行つて
行く所以なりと考へて居ります、從つ
て此の内閣法には左様なことが何處に
も法文の上には盛込まれて居りませぬ
けれども、實際は將來の政治の狙ひは
其處を狙つて行くべきだと思ひます

○男爵明石元長君 只今の御答辯にな
りましたことは、實は私もさうあるべ
きだと考へて御同感に思ふのでありま
す、唯私が質問申上げましたのは、其
の方針は結構であるけれども、それを
具體化する問題としまして、現在の府
縣單位を區劃として行つて行くこと
は、餘り根柢が薄弱ぢやないか、さう

してさう云ふ目的を達します爲には、
其の區劃が國內の政治條件と申しま
すか、或は經濟條件と申しますか、さ
う云ふものが十分に備はつた單位でな
いと云ふと、却つて國內の割據の風を増
すのであります、十分さう云ふ條件
を受入れた區劃を以て地方分權を發達
さして行くべきだ、現在の府縣單位と
云ふものはさう云ふ考慮を拂はれたも
のではないのでありますから、將來
さう云ふ點を考へて道州制と云ふや
うな方面迄行つて行かれる御考はない
どうか、と云ふことを伺つた譯であ
ります

○國務大臣(植原悦二郎君) まあ國會
が中心となり、國會が民意をはつきり
反映せしむるものであると云ふ場合か
ら云へば、さう物も窮屈に考へない
で、其の時の必要に於て、隨時一般地
方自治の爲にも、中央の爲にもやつて
行けるやうに變つて行つて宜いぢや
ありませんまいか、だからして其の過渡期
でありますからして、兎に角ものを考
へるには、現存して居るものをまあ土
臺として、さうして何處に移り變つて
行くかと云ふことを考へて、其の間に
適宜な途を講じて行けば、明石男爵の
御心配になるやうな非常に急角度でな
くて物が行けやしないかと思ひます

○男爵明石元長君 只今御答辯にな
りましたことを實は伺つて居るのでは
ないものであります、詰り現在政府に於
ては、現在の府縣單位を單位とし
て地方分權をやつて行かれる御積り
であるか、或は更に其の區劃をも改正

○國務大臣(植原悦二郎君) まあ國會
が中心となり、國會が民意をはつきり
反映せしむるものであると云ふ場合か
ら云へば、さう物も窮屈に考へない
で、其の時の必要に於て、隨時一般地
方自治の爲にも、中央の爲にもやつて
行けるやうに變つて行つて宜いぢや
ありませんまいか、だからして其の過渡期
でありますからして、兎に角ものを考
へるには、現存して居るものをまあ土
臺として、さうして何處に移り變つて
行くかと云ふことを考へて、其の間に
適宜な途を講じて行けば、明石男爵の
御心配になるやうな非常に急角度でな
くて物が行けやしないかと思ひます

を考慮して居られるのであるかと云ふことを伺つて居るのであります、それで若し私の申します後者の場合を今考へて居ないと云ふことであれば、それで宜いのであります、私の意見としてはさう云ふ風にあるべきだと思ふのであります

○國務大臣(植原悦二郎君) 只今の御答へしたことは其の意味だと思ひますが、過渡期であります場合に於ては、現存せるものを一應考慮の基礎として物を取扱つて行かなければならぬ、唯それを取扱ふ上に於ては將來の見透しをつけて、其處に幾分か手加減をして、成るべく急角度でないやうに、若し必要ならばそれが變化出来るやうにして行くことが、政治の妙用ではなからうか、現在に於ては現存せる事實をもつて先づ一應ものを取決めて行くこと云ふより外に方法がないやうに思ふ、やがて其の上で必要に應じて、明石男爵の仰つしやるが如くに先行きの考を以て其處に緩やかに手心を以てやるやうに考へて居る、さう云ふことより致し方がないではありますまいか

○男爵明石元長君 どうも少し喰ひ違ひがあるやうに思ふのであります、私は現在府縣單位の區劃を以てやつて行かれるのが宜いとか、悪いとか急角度に變へるのが宜いとか、悪いとか云ふのではなくて、詰り政府の考へとしてはさう云ふ道州制と云つたやうな所迄發展させる考を持つて居られるのかどうか、實際の豫定としてさう云ふものを持つて居られるのか、どうかと云ふことを伺つて居るのであります、それは只今の御答辭に依ると、さう云ふことは考へるかも知れないと云ふやうな御答辭のやうであります

味に承知して置いて宜いのですか、○國務大臣(植原悦二郎君) 只今此の移り變りの時に於ては、現存の府縣單位なら單位を土臺として一應改正をするよりは外に方法はないのであります、但しそれがいつ迄も固定して居るものと政府に於ても考へて居らぬ、民主主義の政治が行はれる時には、それは一番やつて見て都合の宜いやうに又變形されることも想像の中に入れて居る、斯う御了解を願ひたいのであります

○男爵明石元長君 今の點は大體此の位に致しますが、そこで伺ひたいことは、先日植原國務大臣は本會議に於きまして、あれは參議院法の時でありましたか、政黨は必ず立派な發達をするものであると云ふ御確信と其の前提の下に御考を述べられたのであります、其の點は私もさうあるべきだと思ふのであります、今後改正せられました憲法及び國の行き方全體から考へまして、政黨が如何に發達して行くかと云ふことを前提としなければ悉くやつて行けないのであります、其のことを否定するのではありませぬけれども、私は此の中央政府の權威と云ふやうなもの、現在頗る民心の上に蕪弱になつて居ると思ふのであります、是は現實の問題でありまして、政黨政治が發達すべきや否やと云ふ問題ではなくて、現にさうであると思ひます、非常に色賑かに言はれて居りますけれども民心の機微を察しますと、中央の政治と云ふものに對しては割合に信頼も持つて居らなければ、關心も持つて居らないと云ふのが現状であります、是は、何處から來るか云ふことになり、私は戦争中の中央集權的な官僚政

治と云ふものに對して民心が離反して、戦争の末期に於きましてはさう云つた政府が既に民意を把握することが出來ず、官僚自身が實は悲鳴を揚げ居つたやうな現象も多々あるのであります、さう云ふ所からも來て居りますし、加へまして敗戦をしたと云ふやうなこと益々それに輪を掛けまして、殆ど國民は政府の政治と云ふものに信頼を置くよりも、自分自身が自分の生活を護つて行く、自分の力に依つて護つて行かなくちゃならぬと云うやうな、もう突詰めた所迄來て居るのであります、茲に道義の頹廢の根本の原因もあると思ひます、殆ど國民は國家機構其のものに對して受想をつかして居ると申しましたも過言ではないと思ふのです、殊にまあ特別な此の敗戦後の事情としましては、占領下にあると云ふやうな問題も矢張り政府に對する一つの關心と云ふものに或影響を與へて居ることは否定し得ないと思ひます、兎に角斯くの如く表面政黨政治、或は憲法に於て國權の最高機關として國會と云ふものは最高機關となつた、詰り民意に依る政治が根本になると云ふやうな建前から、或は制度上の建前は極めて確立されて居るのでありますけれども、私はこゝ當分の間、中央政府の威信と云ふものは案外保てないのぢやないか、現状もさうであり、將來暫くの間はさうではないかと思ふのであります、之を或は現内閣が民意を代表したものでないとか、或は現在政局を擔當して居る政黨が、詰り本當の民意を代表したものでないとか云ふやうな意味から言はれて居りますけれども、さう云ふ一面もありますが、根本的に、實は中央政府の威信と云ふものはなか

なか之を回復するに困難な事態であらうと思ふ、地方分權と云ふことの必要も、亦實にそこに敗戦後の國家の建直しと云ふ面から考へまして、地方分權を強化して行くこと云ふことは、國家再興の基礎要件として實は其の點にもあるのであります、詰り地方の再建と云ふことが進められまして、段々と全體の政治が良くなつて行くこと云ふやうな、さう云ふ途が採られることが地方分權の重要な點だと思ふのであります、そこで今後の内閣とそれから此の地方自治が強化された、其の團體との關係、其の政策の關係と云ふやうなものに付て、どう云ふ見透しを御持ちになつて居るのであるか、詰り地方分權を阻止する爲に内閣の統制力と云ふものを強化することは出来ない、寧ろ地方分權を高めて行かうと云ふ場合に、其の間の關係をどう云ふ風に調整される積りかと云ふ點の御所見を承りたいのであります

○國務大臣(植原悦二郎君) 只今明石男爵の仰つしやつた通り、戦争中日本の國民は極度の專制政治の爲に殆ど官憲に表面的は唯屈從して行つた、内心では信頼して居らなかつた、其のことが敗戦後ずつと繼續して來て居る今日でも政府に信頼すると云ふ觀念はない、國民はどうかすれば道義も頹廢して居るし虚脱状態で、仰しやることは大體其の通りだと思ひます、戦争に勝てると思つて、大多數の國民は政府の勝つ勝つと云ふ間違つたことを其の儘信頼して來た、いざ突當つて見たらば、勝つどころでない、原子爆彈と竹槍と戦争しなければならぬ、飛んでも跳ねても追付かない状態で、騙されて來た、そこで此の未だ經驗しない所の惨めな

敗戦になつた、で政府のやることも、政府のやることであるか其の背後に於ける強い力がやることであるか分らないものだと云ふことと、一つは敗戦の失望と、將來に對する所のはつきりない見透しと希望も十分に與へられない、政府自身も自體の力に動けない、背後の力に押されて居るやうな状態で、誠に歎かましい有様であります、と言つて、そんなら其の政府を除いてどう云ふ政府が出て來ても、其の政府をそんならば國民に信頼出來ると云ふ政府を造り得るかと國民に問うたらば、何等の意見もない、どうかと言へば、唯權力に屈從、隷屬するのみの状態であると云ふやうなことで、誠に歎かましいことであると思ひますけれども、如何なるものが日本の今の政局に立ちましても、此の國民の虚脱状態に新しい希望を與へて、政府が總ての中心となつて日本を左右して呉れるのだと云ふやうな感じは、容易に與へられないと思ひます、若し總ての問題が解決されて、講和條約でも出來まして、日本が世界に附合ひをするやうになつて、日本のこと位は總て日本の中央政府が支配出来るやうになつたならば、又國民の見所も違ふと思ひます、と申しまして、今の政府が地方自治に對してどう云ふ風に考へて居るか、現在の憲法の下に於て、何としても憲法の規定に依つても、地方の自治機關を完成せしめなければなりません、又現在の状態で本當に政黨が威力を出し得るかどうかと云ふことも疑問だが、一日も早くさうなるやうに御同様に努力して行くよりは致し方がない、其の下に於きまして中央政府と地方自治團體との

關係であります、出来れば、地方自治團體が本當に自治の下に發達して呉れて、其の上に中央政府の自治機關が乗つかるやうになれば理想だと思ひます、處がなか／＼さうもならない、そこで先刻申上げた通り、出来るだけ地方の自治機關を發達せしむるやうに政府は指導する、先般御審議を願つて通過致しましたあれに依つて、府縣知事は勿論のこと、市町村制もなるだけ自治的に行く、知事の官吏と云ふことも出来るだけ早く止めて、公務員たらしめて行くやうにする、さうして全國に互る安寧秩序とか、交通とか、通信とか、又全國一般でなければならぬ商業とか、さう云ふやうなもの、中央から統轄するやうになりませうが、中央からだけ地方だけに限つて行はれることはせしめて行くことよりは、今の場合致し行くこと云ふよりは、今の場合致し行くこと云ふよりは、今の場合致し行くことを願へば宜しいと思ひます

○男爵明石元長君 私の上上げましたことは、地方自治が強化されて、地方が知事も民選になり、色々獨立的な権限が増大して来る、それは私は結構なことだと思ふのであります、又さうなればならぬと思ふのであります、それと中央の政府との此の政策的な關係はどう云ふ風にされるのであるか、地方自治が高まれば高まる程、其の點は困難になるのぢやないか、詰りそれに先程申上げましたやうに、中央政權と云ふものは比較的、此處暫くは民心の上に權威を失墜して来るのではなからうか、さうすれば其の間の調整が非常にならざるを得ないか、そ

れに對してどう云ふ風に御考へになるのであらうかと云ふことを伺つて、あります、もう少し之をほつきり申上げてみたいと思ふのであります、此の中央政治と高度化された地方分權と云ふものが相俟つて行く爲には、一つの基礎が必要であると思ふのであります、それは政黨と云ふものが其の兩者を横斷する申します、其の場合は極めて圓滑に行けるのだらうと思ひます、さう云ふ一つの政黨がさう云ふ風になると云ふこと運行がなくて、其處に一つの基礎があれば、先づ支障なく行はれるのではないか、例へばアメリカの場合にはアメリカ的な民主主義と云ふものが一つの基礎を成して居る、或はソ聯に於ける……ソ聯も亦民主主義と言はれますが、果してさうであるかどうか私は存じませぬけれども、其處にはアメリカの聯邦政治と云ふやうなものとは又違つた意味の、一つの別な、民主主義と言はれるかどうか知りませぬけれども、一つの基礎があると思ふのであります、今後の日本に於きましてはさう云ふ點は甚だむづかしいのではないかと思ふのであります、それでは是は政黨の發達と云ふものに關聯も致しますが、其の政黨其のものも私はアメリカに於ける程、又ソ聯に於けるやうな意味で固まるものでなく、日本としては此の國際環境に支配されて、非常に立場の異なるものではな

かと思ふのであります、例へて申しますと、甲の政黨が中央政府を組織して居るのに、地方の自治では乙の政黨が多數出て居ると云ふやうな場合が起るのであります、中央の政府が自由黨であるのに或る縣の知事は共產黨

である云ふ場合が假りに出るとした場合に、どう云ふ風な政策上の地方と中央との調整を執られるのであるか、さう云ふやうな中央と地方分權の高度化された地方自治團體との關係を伺ひたいのであります

○國務大臣(植原悦二郎君) 御意見能く分りました、地方の分權が相當に發達した時に於ては、日本の現状に於て各府縣に於て、或縣に於ては中央政府と違つた、それに反對する所の政黨の色彩を持つて居る人が存在することが多々あるだらう、故に中央から之を統治することが困難だらうと云ふ御説のやうであります、何れにしても日本のやうな長く中央集權に慣らされた國民官僚政治に多年の間服従して來た國民に取つては、地方分權を完成すること、或は、良い政黨の發達することも困難だと思つて居ります、けれども、今御考へになるよりは私は樂でないか、何故かならばもう地方自治、民選の知事の方が出て來ます、公吏の方が出來ます、さうして中央で統轄する事、先刻申上げた通り、一般の刑法に關するやうな事、通信の事、交通の事、國內全般の商業に關する事、さう云ふ中央で支配する事は非常に全體に互ること、さう地方に衝突するやうなこともなからうと思ひます、それから假令違つた所の黨派の知事であらうとも、それが永久のものではありませぬ、四年なら四年に任期が盡きるものでありますから、それは結局國民の政治上の知識の問題に俟つより致し方がないのではありますまいか、若し國民が、そこ迄反省したり、自覺することの出來ない國民であるならば、もう地方自治も民主主義の政治も行はれないと、斯う判定して

しまふより仕方がない、或縣の知事が政府の存在して居る政黨と違つたと言つたところが、其の爲に中央政府に反對して摩擦を生ずるといふことはないでせう、何故かならば、地方の自治に關することは地方で自由にやられるのです、と云つて中央と摩擦を生ずることとはないでせう、丁度スイツツアランドのカントンは非常に發達した自治をやつて居りますけれども、矢張りスイツツアランドの一部として、地方は地方、中央の政府は中央政府で良く調和してやつて行けるのであります、アメリカの或州の知事は共和黨で、中央政府は民主黨であるが、それが爲に其の間に、地方自治と中央の政治と衝突すると云ふやうなことがさうあるやうにも思はれませぬ、で實際内務行政と云ふものが、今迄やつたこと、本當の民主政治が行はれて地方分權が行はれる場合と、非常に違ふのはありますまいか、内務省なんか殊に依れば要らなくなるのではないかと云ふ位に進行しなければならぬと思つて居ります、さう云ふことを御考へになつて根本の問題に御觸れになつたならば、困難はありませぬ、過渡期に於て相當の困難はありませぬけれども、それが爲に地方の分權と結果として、地方の府縣知事と中央政府と衝突すると云ふやうなことはどうも考へられな

いやうに思ひます

○男爵明石元長君 希望としては、又見透しとしては其の通りでありたいと思ふのであります、日本の現状から申しますと、餘程困難な事情が起るのではないかと私は考へるのであります、まあさうでないやうな、今の國務大臣の御話のように行けば誠に結構だ

と思ひます、唯私が心配致しますことは、先程申しましたやうに、日本の政治上の問題に對する見解の相違と云ふやうなもの、實はアメリカに於けるが如く、或はソ聯に於けるが如き一つの方向を示さないで、相當混亂した事態を續けるのではないかと、さうすると今のやうな問題が相當起りはしないかと云ふ根本的な、少し大雜把な側方でありませぬけれども、さう云ふ風に考へるのであります、もう一つ御伺ひたいことは、さうしますと、さう云ふ風に地方分權が高度化されて參りますと、或は又其の他の關係からも、此の内閣法にも國務大臣と云ふものが、行政の長官でもありますが、行政其のもの全貌と云ふことも考へられて來ると思ふ、戰爭中官吏が從來監督行政、或は指導行政と言つた面から、何と申しますか、實際行政の面に入つて來て、非常に未経験な官僚行政が行はれて國民が苦しんだと云ふやうなことは戰爭中の政治でありましたが、今後はそれは官廳に依つて色々性質が違ふことではありますけれども、大體中央の内閣、或は中央の官廳に依つて採上られるものは大雜把な監督、或は指導行政に限るべきだ、それが民主政治の一つの在り方だと私は思ふのであります、其の點に對する御見解を伺ひたい

○國務大臣(植原悦二郎君) 行政官廳の問題であります、今此の移り變りに於ては、丁度府縣の場合に申上げたことと同じことで、現在の官廳の立て方を一應踏襲して行くこと云ふ建前を採るより致し方がない、それで只今の文部省、商工省、運輸省、厚生省と云ふやうな形を探らなければならぬでせうが、議會が愈々中心となつて、さう

と思ひます、唯私が心配致しますことは、先程申しましたやうに、日本の政治上の問題に對する見解の相違と云ふやうなもの、實はアメリカに於けるが如く、或はソ聯に於けるが如き一つの方向を示さないで、相當混亂した事態を續けるのではないかと、さうすると今のやうな問題が相當起りはしないかと云ふ根本的な、少し大雜把な側方でありませぬけれども、さう云ふ風に考へるのであります、もう一つ御伺ひたいことは、さうしますと、さう云ふ風に地方分權が高度化されて參りますと、或は又其の他の關係からも、此の内閣法にも國務大臣と云ふものが、行政の長官でもありますが、行政其のもの全貌と云ふことも考へられて來ると思ふ、戰爭中官吏が從來監督行政、或は指導行政と言つた面から、何と申しますか、實際行政の面に入つて來て、非常に未経験な官僚行政が行はれて國民が苦しんだと云ふやうなことは戰爭中の政治でありましたが、今後はそれは官廳に依つて色々性質が違ふことではありますけれども、大體中央の内閣、或は中央の官廳に依つて採上られるものは大雜把な監督、或は指導行政に限るべきだ、それが民主政治の一つの在り方だと私は思ふのであります、其の點に對する御見解を伺ひたい

して例へば平和條約でも實施になる場合に於ては、矢張り日本は可成り製造工業や貿易に力を注がなければならぬいものではございませぬか、さう云ふ場合には貿易廳を作る必要があるとか、貿易廳を立てるのが宜いか、或は又労働問題が可なり複雑になつて來れば、厚生省から労働省を分離さすのが宜いと云ふやうな問題が色々起つて來て、今の行政官廳と可なり違つたものが出來て來る、又殊に依れば今の名が違つたものになつてしまふと云ふやうなことも起り得るのではありませぬか、さうして今の日本の國の力と行政事務との上を考へますと、大體十六人以内の國務大臣でやつて行ける何處かに枠を作らなければならぬ、唯何人でも宜いと云ふことでは紊れ勝ちだから、先づ大體に於て今の國務の分量から言へば、どう云う行政官廳の立て方をしても其の程度でやつて行ける、さうして尙ほ色々々日本全體の國務は、戦前の状態よりは、國が小さくなつただけ小さくなるかも知れませぬけれども、可なり複雑になることもある、さう云ふ場合には矢張り行政を擔任する國務大臣の外に、尙全般に、例へて言ふならばどのことにも發言を得、どのことにも發言を得、どのことにも大所高所から見居ることが出來ると云ふやうな、フリーランサーのやうな無任所國務大臣と云ふやうなものもあつた方が宜しいと云ふやうな考へ方で、此の内閣法が出來て居ることを御了承願ひたいのであります。

○男爵明石元長君 私の伺ひましたことは、今の御答辯とはちよつと違つたことを伺つたのであります、其の點はまあどうでも宜しいと致しまして、實は此の内閣と云ふ問題は、茲に内閣法と云ふものが出て居りますけれども、或程度は法規で決められるのは結構であります、法律と云ふもので決めること云ふ問題よりも、先程から私が例に擧げましたやうに、政治的の面が頗る多い、それを此の内閣法と云ふやうな法規に依つて御定めになつて、何等政治的の面は法案のものに出で居らないと思ふのであります、どうも法律を以て斯う云ふものを御定めになると云ふことの理由が極めて薄弱のやうに私は思ふのであります、如何でありますか。

○國務大臣(植原悦二郎君) 御質問の御趣意がはつきり致しませぬが、今迄の内閣官制は勅令で出て居る、是は法律で定める、何故かと申しますれば議會が國權の最高機關である、憲法に於て内閣總理大臣のことも、他の國務大臣のことも規定してありますけれども、是が一つの行政機關として動き出すに於ては、憲法だけの規定では十分だとも考へられませぬ、そこで憲法だけに於て國會と云ふものをどう云ふものであるかと云ふことを決めてあります、成する所の議員の、矢張り選挙方法、構成方法も作らなければならぬ、參議院も、國會に於て國民の代表に依つて之を組織すると決めてありますけれども、之に對しても參議院の選挙方法と構成方法を作らなければならぬ、最高裁判所があつて、其の裁判所の下級裁判所の運用のことも大體憲法に於て決めてありますけれども、之に對しても一切の裁判の機構、其の他のことに對しては法律がなければならぬ、尤もそれは昨日以來澤田さんの御質問にもあつて、内閣法を作るならば裁判所構成法の色々なことも法律で作らねばならぬ、それはまだ準備が出來ないから次の議會に提出すると云ふことを司法大臣が申された通り、内閣に對する大體の規定は憲法の上にあるべきけれども、是が一つの行政官廳として働かざるを得ないに於ては、此の法に規定して居るだけのことが定められました方が、取扱上其の機關が運用される上に於ても誠に滑らかに行く、是だけの枠がなければ、憲法だけの規定ではどうももう最初から出立出來ないぢやないか、斯う考へて居るのであります、若し明石男爵のやうに日本に立派な政黨がある、立派な訓練されたものがあるならば、英國のやうに、或は斯う云ふ四角四面のものがなくても宜いかも知れませぬ、何故かならば英國のやうに自然に發達した法律がなく、憲法の成文がなく、内閣法と云ふものがない、唯樞密院で行政事務を扱つた、國政を處理したと云ふ慣例で、現在に於ても議會を代表し、議會で推薦する樞密顧問官が即ち國務大臣として行政の事務に當つて居る、それにも拘らず、英國には國務大臣と云ふ何も官制も規定もない、それでもうまく行つて居ると云ふことの御趣意から言へばさう云ふ一應理論も立ちます、けれども日本の現状に照らしては、是だけの枠がなければ、新しい憲法が行はれて直ぐ其の趣意に則つた行政官廳がうまく組織され、其の權限がはつきりし、其の職責が定まつて圓滑に運用されることが、少しむづかしいぢやないかと思ひます。

○男爵明石元長君 私は何等法規が要らないと云ふことを申して居るのぢやございませぬけれども、今朝の新聞に依りますと政黨法と云ふやうなものが出來る、どうも色々自然の發達に任せ、又非常な政治的な働きの多いやうな問題を、無理やり之を法律に依つて規定して行かうと云ふ傾向はどう云ふものであらうか、若しさう云ふ風なことが必要であつたとしても、もう少し全般に一つに纏つたやうな、簡単な法規を以てそれを實施することは出來ないかどうかと云ふ氣持がするのであります、是は私の氣持でありまして、大臣から御答辯の必要はございませぬ、是で私は打ち切ります。

○國務大臣(植原悦二郎君) 政黨法の問題を御話になりました、政府では目の下の所政黨法を作るなどと云ふことは考へて居りませぬ、何か議員の間で左様なことを考へて居るらしいのです、之に對しては明石さんと私は全然同感であります、併しどうなるか知れませぬ、多數の議員が果してさう云ふものを作るか作らないか、私に存じませぬけれども、全然同感であります、政黨自身が法律を以て規定を作らなければならぬやうな状態では、是はもう實に立憲政治、民主政治の前途氣遣はれると思ひます、さう云ふことが而も社會黨などに於て唱へられると云ふに至つては、私は何たることかと、實は今朝の新聞を見て驚いたことで、是は全く同感で、日本人が比較的今迄ヨーロッパの大陣式に模倣して、而も其の中のドイツ式に模倣して、悪い習慣で、どんなことでも規則詰めにすると云ふことでは、本當の英米式の民主政治は私は發達しないと思ひます、それは出來るだけ自然の運用で、好い慣例を作つて徐々に締め上げて行くこと云ふ、皆自制と反省に依つて共同生活の意義を理解して、左様にすることが一番宜いことだと思ひますけれども、どうも今迄日本では餘り規則詰めに締められて來た習慣があるものである、一時に之を脱皮することがむづかしいのであるから、色々なことが起ると思ひます、今の政黨法に對する御考へなどは私は全然同感であります。

○澤田牛麿君 私は總體の所で、法律問題でありますから、主として法制局長官の御答辯を願ひたいのであります、私は内閣法と云ふものは單獨に必要としないと思ふやうな氣がするので、それは官廳法及び官吏法と云ふものが出來れば、其の中に内閣に關することの必要なことは一箇條か二箇條を入れれば、特に内閣法と云ふ特別のものを拵へる必要はないと思ふので、兎に角法律の数が一つでも減れば、それだけ宜いので、此の内閣法は、若し此の規定の中ですらうしても外すことが出來ない規定があれば、其の一、二を官廳法に入れることにして、此の内閣法と云ふものは止めたらどうかと云ふ考を持つのですが、それは論旨を進めて行くに各條の批判になりますけれども、ちよつと例を見ますと、第一條で「憲法に定める職權を行う。憲法に定める職權を行はざれば規定が要るけれども、憲法に定める職權を行ふならば、何も規定は要らない、それから第二條で「國會に對し連帶して責任を負ふ。是も此の書き様はおかしいのです、立法技術になりますけれども、内閣は連帶責任を負ふ、内閣と云ふものは合議體の官廳であつて、それが責任を負ふと云ふことは意味を成さない、内閣を組織して居る大臣が責任を

負ふことになる、書き様が間違つて居ると思ひますが、是等も此の間植原大臣からも御話があつた通り憲法で國會に對して連帶責任を負ふと云ふことは政治論で決まつて居る、何も茲に法律として書かないでも當然さうなる筈である、是も要らないと思ひます、それから第三條、各大臣は別に法律の定めるところにより行政事務を擔當する、是こそ各省官制通則の官廳法に規定すれば宜いのであつて、此處に書く必要はない、それから「閣議による」と云ふことは、内閣と云ふものは合議制である以上は、合議制の閣議によらなければならぬことは當然の話である、殆ど各條を見るに要らないものばかりである、私は此の各條の中でどれが要るか云ふことはつきり分らない、法律で斯う云ふことを規定しなければどうしても動かないと云ふ規定がどれとどれであるかと云ふことが分らない、全部要らないのではないかと思ふ、それから尙第十一條の政令のことも大體憲法の解釋からさうなるのである、それから官房、法制局を置くこと云ふことも、是は行政各部の配置を規定する時に、内務省、外務省を置くこと云ふ時に、法制局、官房を置くと言へば宜いのだし、どうも獨立の内閣法と云ふものをどうしても出さなければならぬと云ふ理窟が分らない、それから又は昨日のことを繰返すことになるから、詳しいことは申しませぬが、内閣法を出すなら各省官廳法と一緒にして行かなければ、何處にどの規定が重複して居るか、缺けて居るかどうに入るか、其の比較は出来ない、植原君は施行細則迄決らなければ審議が出来ないと云ふことはちよつと窮窮過ぎると云ふ御批評

でありましたが、施行細則ぢやない、關聯して居る各省と内閣との關係は、各省が施行細則で、内閣が本則ではない、内閣は、内閣と合議體の所謂各省と言つても宜い位な官廳である、それに總理大臣としての、合議體ではない總理大臣としての單獨の官廳としての庶務もありませぬけれども、どうも是だけポツンと出す必要がないし、又是は内閣法がなくても、今度官廳法が出来れば、其の中に一二の規定を入れれば宜いのである、何も是は必要ないと思ひますが、是は一つ純粹の法律論でございませぬから、法制局長官から詳しく御説明をお願いしたいのである

○政府委員(入江俊郎君) 御答へ申上げます、今の御意見の内閣法と云ふものを、特に作りず、内閣に關する法規及行政各部の法規、それを一つに纏めて作つたが宜いぢやないかと云ふ點でございませぬ、是は法律の形式の問題で、左様にするのが絶対不可能とは勿論存じませぬ、併しながら私共の考としては、内閣は成る程行政權の中樞でありまして、各省の組織と行政權を分擔すると云ふやうな點からして、行政權に關聯しての或限度に付ては共通點を持つて居りますが、一體憲法の上で、立法、司法、行政と分けまして、行政に付ては内閣が其の最高責任者である、司法に付ては裁判所立法權は國會と云ふ風になつて居る建前から行きまして、行政權を申しまして、内閣の組織と云ふものは憲法的に極めて重要なものであると考へて居ります、各省に於ける行政事務の關係は、寧ろ内閣が持つて居る此の行政權の實行を更に細分すると云ふやうな心持ちでありまして、謂はば憲法六十五條に於て、

行政權が内閣に屬して居り、更に憲法七十二條で、總理大臣が内閣を代表して行政各部を指揮監督すると定めて居り、且又憲法に於きまして、國務大臣が一方に於て行政大臣たる方面を持つと云ふ趣旨で規定もありません、そこで各省は寧ろ内閣の下に於きまして色々な行政を分擔すると云ふ形であつて、自ら内閣の地位と各省の地位とは、重要性から申しましても、そこに段階があるやうに考へて居ります、そこで法律の形式であるとしても、内閣法と云ふものは裁判所法若しくは國會法と並んで特別の法律であることが望ましいと考へます、それからもう一つは、今度の議會に内閣法を出して、行政官廳法が出なかつたと云ふ點は、昨日國務大臣からの御答辭があつたやうに、行政官廳法に於ては未だ十分に整理してない云ふことから、一緒に出さなかつたのでありますけれども、是は矢張り内閣法が基礎でありまして、内閣法の内容を茲ではつきり決めて戴くと云ふことになりまして、更に之に對應して行政官廳法と云ふもの立案もし易くなるかと云ふ風にも考へられるのであります、旁々私共の考としては、憲法の趣旨から言つても、國會法、裁判所法と並んで内閣法を作るのが適當であるのと、更に内閣法と行政官廳法を併せて一つの法律にする云ふことは、此の際としては勿論間に合はないと云ふ點がありまして、斯う云ふ形にしたのであります、更に今御話の、内閣法の中の條文に於て、なくても宜いと云ふ話がありました、是は法律は分り切つたことは書かないと云ふ原則に立つならば、内閣法の中に書かないでも宜い部分があります、併し私共はそれ

を見れば分る、大體が分る、總てが分ると云ふやうに持つて行きたいと考へます、内閣法が行政の中樞であると云ふ憲法の趣旨を茲で具體化したのでありますから、憲法に諷つたことであつても、矢張り重要な點はそれを更に細かく分り易くして、内閣法の中で繰返すと云ふことは、將來に於て新しい立法の形式としても望ましいと考へて居ります、どの程度の中に憲法の規定を繰り返すかと云ふことは程度問題であります、私共の考と致しましては、第一條であるとか、或は又連帶責任であるとか云ふ部分は、是は内閣法に内閣の性格を表はす重要なものであると思ひまして、是はなくても憲法が動くのでありますけれども、内閣法と云ふ一つの法典を作る以上は、繰返しまして分り易くした、斯う云ふ趣旨でございませぬ、大體さう云ふ風な心持ちであります

○澤田牛麿君 是以上は意見の相違になるかも知れませぬが、どうも是は英米法の寧ろ缺點とも云ふべきものぢやないかと私も密かに思ふのであります、決まり切つて居ること、それを、上級の法規でちゃんと規定して、決り切つて居ることを、又下級の法規でそれを繰返さなければならぬと云ふことは、非常に冗漫な話で、人民は法律の多きに苦しんで居る、成るべく法律は少なくして、分り切つたことは書かない方が宜いと思ひますが、今の法制局長官の御話に依ると、分り切つたことでも成るべく書いた方が宜い、それでは法律が教科書が區別が付かないものになるのではないかと、さう云ふ點は、意見になるかも知れませぬが、立法する上に於ては、今迄の我々の考から言

へば、どうも大變方針が變つたやうに思ふ、歴代の法制局長官も私の今言つたやうな方法で來て居つたと思ふのです、急にも何も彼も洗ひ浚ひ出して行く、分り切つたことでも何でも一應書くのだと云ふことは、今後法律が非常に繁雜になるばかりで、ゾオリニムが殖えるばかりで、何等の益がないと思ふのですから、そんな點に付てどう云ふ御考へでせうか

○政府委員(入江俊郎君) 其の點は最近になつて急にさう云ふ方針が變つたと云ふよりは、寧ろ戰爭中に於きまして色々な立法がされました時に、一つの法規を見たのでは分らないので、二つも三つも法規を見て始めて分ると云ふことは甚だ不親切であると云ふ聲が非常に強くなりましたが、私共も左様に考へました、そこで假に、法律があつて、それに基いた勅令若しくは省令が出る時でも、成る程數年前には御話のやうな風に、法律で書くことは、命令でやることは必要最少限度に止めれば宜いのだと云ふ思想もありましたけれども、さうしますと二つも三つも並べて、初めて全貌が分ると云ふのでは、それでは甚だ不親切であると云ふことから、委任命令の方でも、法律の中に書いたことでも、是は程度問題でありますから一切合切書くのではあります、せぬが、大體根幹になるものは繰返して書くこと云ふやうなことは、戰爭中に於ても相當例があつて書いたものであります、今の内閣法に付ても同じやうな考へ方であり、又將來立法するに付ても、是も程度問題でありますけれども、憲法で書いたことは憲法で分る、法律に書かぬと云ふことになると、一般國民は先づ憲法の其の部分を見て、

又法律を見て初めて分ると云ふ風なので、どうも法の統一を圖る上に於て不適當ではないか、従つて諄いやうであるが、重要なことを繰返すと云ふことを強ひて避ける必要はないのぢやないか、大體さう云ふ風に私共は考へて、憲法の附屬法令、其の他の法令に付ては考へたいと思ひます、要するに程度問題ですから、餘り諄くならない程度で、深切にやつて行くと云ふ考であります

○澤田牛麿君 御趣旨は分りました、さうすると繰返さない條項と云ふのは、此の中に幾つありますか、大抵私は繰返しぢやないかと思ふが、之を一つ、詳しい説明は要りませぬが、どれとどれが繰返さない條項であるか

○政府委員(入江俊郎君) 是は憲法の第五章内閣の條文と、内閣法とを對比する譯であります、行政權は、内閣に屬する。と云ふ憲法六十五條の規定は、是は茲に特にさう云ふ文字は繰返してありませぬけれども、其の内容を更に具體化して、第一條に於きまして、内閣の職權を内閣法で書いてあります、それから例へば總理大臣の任命であるとか、或は國務大臣の任命であるとか云ふ組織、先づ内閣組織を作る方の部分の内閣法で書いてなかつたのです、即ち憲法で内閣と云ふものが出來た、其の内閣に付ての細かい規定が内閣法でありますから、内閣を作る迄のことは憲法で宜からうと云ふ風に考へて、此處には一應書いてない譯であります、それから内閣が總辭職する場合のことであるとか云ふ風なことも、是は特に内閣法では書いてありません、内閣が出來て辭める迄の間に於ける内閣の活動に付ての基本的な事項

を致し盛り込んであると云ふやうな次第であります、従つて内閣法の條文と憲法の内閣に關する條文とは、びつたり同じものを繰返した譯ではないので、其の中の主要なものを更に分り易く具體化した之に書いた部分が若干であると云ふ譯でありますから、どの條文がなくて、どの條文があると云ふことは、ちよつと餘り明確には言ひにくいのでありますけれども、今言つたやうな趣旨で此の内閣法が出來て居ります、尙内閣法の第五條、是は憲法第七十二條と殆ど同じやうな表現を書いてあります、是は憲法の第七十二條と此の内閣法の五條と云ふものは同じやうなことでありませぬけれども、是は矢張り内閣が機能發揮する場合に於きまして、國會との關係が重要な部分でありますから、此の點は殆ど憲法の條文と同じやうな事項を致し書いてある、更に内閣法第六條は、矢張り憲法第七十二條の後段、即ち行政各部を指揮監督すると云ふ點を致し現はして居ります、即ち内閣法第五條、六條は、憲法七十二條を二つに分けて書いたものでありますから、此の點は大體憲法の條文を踏襲して居ると云ふやうな風になつて居ります、其の他の細かい規定は、結局憲法で書きましました事項を更に分り易く書いてある、即ち内閣が職權を行ふのは閣議に依るのでと云ふやうなことも、是も内閣が合議體であると云ふやうな所から、なくとも、分ると仰つしやればさうかも知れませぬけれども、是は矢張り法律家だから分るもので、一般の者だとすると矢張りはつきりしないと思ふので、それを具體化して六條に規定を置いたと云ふ譯であります、大體さう云ふ風な考へ方で憲

法との釣合ひを取つてあるのであります

○澤田牛麿君 もう私の質問は、やめませんが、只今の御説明は私共の考へと喰ひ合はないのですけれども、是以上は幾ら言つても同じですから止めます、總體に對する質問は私は終ります

○委員長(公館若倉具榮君) 他に全般的の御質問がなければ、逐條審議に入ります、第一條以下を一括して議題に供します

○佐々木惣一君 私は此の第一條から出發して、ちよつと伺ひたいと思ひますが、丁度今の澤田委員と法制局長官の御話に關係して居るやうなことでありますけれども、少し違ふと思ひますが、私は自身の質問に入る前に、ちよつと意見を申し上げます、矢張り同じことが書いてあつても、それは私は差支ないと思ひますが、それは今の法制局長官の仰しやつたやうに、同じことを唯分り易くする爲に書くことと云ふだけの意味ではなしに、同じことでも、憲法に於て書いてある意味と、それから内閣法に於て書いたものとは、少し意味が違ふと思ひます、内閣に關することでも、憲法に規定する時は、國家組織全般に於ける地位を示す、言ひ換へれば、他の機關との關聯に於て、比較的、對照的に見なすもので、内閣法は唯其の憲法の下に於て内閣と云ふものだけを引き離して、内閣とはどんなものであるかと云ふことを示す爲でありますから、同じことがあつても、其の取扱ふ法的意味が大分違ふ、斯う云ふ風に豫て考へて居ります、それで私は、第一條に同じやうなことが書いてあつても、此の點は差支ないやうに思ふのです、唯

分り易くすると云ふ意味だけではなしに、此處は内閣そのものを引き離して書いてある、憲法に於きましては、他のものとの關聯に於きまして、國家組織全般に於ける其の地位を示すものとして書いてあると云ふ風に考へます、それはそれでいゝと思ひますが、此處に「日本國憲法第七十三條その他日本國憲法に定める」と云ふ規定がありませぬが、是はどうでせうか、大臣なり法制局長官なりに御伺ひするのですが、第七十三條は日本國憲法と云ふものに現に定めてあることである、第七十三條と斯う書いてあるのですが、「日本國憲法に定める」と云ふのは、現に存すると申しても五箇條しかありませんけれども、日本國憲法と云ふものに現に定まつて居ると云ふことだけを言ふのぢやない、將來内閣の職權と云ふものは、憲法と云ふもので定めたものでなくちやいかぬ、憲法以外の法、例へば政令の如きもので此の職權を定めてはいけないと云ふ意味が之に含まれて居ると解釋は出來ませぬでせうか、如何なものでせうか、實際さう取れますね

○政府委員(入江俊郎君) 第一條は、内閣の職權を此處で具體化した積りであります、従つて憲法の六十五條に「行政權は、内閣に屬する。」とありますから、兎に角行政權を内閣が行ふことは明かですけれども、其の内容はどうかと云ふと、憲法第七十三條で決まつて居ることの外、憲法の中に若干規定がある、さう云ふことを内閣が行ふと云ふことを此處に書いた譯であります、そこで、それ以外のことが一體内閣で出來るかどうかと云ふ點でございますが、全然法律に根據なき政令若しくはそれ以下のもので内閣の職權を加

へると云ふことは、恐らく出來ないだらうと思ひます、従つて若し必要が起れば、更に別の法律で内閣の權限を附加する、或は又法律の委任を受けた所の限度に於て、政令で内閣の權限を附加すると云ふことであらうかと云ふ風に考へて居ります

○佐々木惣一君 法律で定めるのですけれども、法律に定めても、憲法自身が認める範圍に於ける法律でせう、それでないといかぬでせう

○政府委員(入江俊郎君) 其の通りでございます

○澤田牛麿君 尙他の方があつたら、後で宜しうございませぬ

○澤田牛麿君 各條毎にやつて行つて戴きたいと思ひます

○委員長(公館若倉具榮君) 澤田委員の質問ですけれども、先程申上げたのは私の趣旨であります、憲法に定めな職權を行ふと云ふのなら第一條が必ず「憲法に定める職權を行ふ」と云ふのは必要はないと思ひます、それはそれとして、「憲法に定める」と云ふのは將來のことです、文章の問題になるけれども、憲法に定めたる職權と云ふならば、憲法で決まつて居るだけのことをやると云ふのだが、さうではなく、第一條は、將來憲法の改正があつて、憲法に新しいことが入つて來ると云ふことを豫想して定めると云ふ、未來の言葉のやうな意味で使つたのですか、どつちの意味ですか

ふ中に入りませう

○澤田牛麿君 宜しうござります

○佐々木惣一君 今の「定める」と云ふことに關しては、法制局長官と同じで

すが、此の第一條に關聯致しまして、よつと御尋ね致したいのですが、詰り行政事務の分配に關する根本原理を此の内閣法が何處に置いて居られるかと云ふことを御尋ね申上げたい、と申上げるのは、今度の憲法では内閣が行政權を持つて居るのですから、今申上げたやうな行政に關する方針の決定と云ふものは是は内閣がやるのです、其處は議會と違ふ、國政の決定は議會ですけれども……、そこで行政に關する方針を決定致しまして、其の方針に従つて具體的に現實に行政をなされなければならぬ、其の具體的に行政をなされれば、事務が分配せられるだらうと思ふのですが、其の時に先づ國務大臣にやらせると云ふ趣旨であつて、それだけで、内閣自身は一體さう云ふ意味の行政の責任と云ふものは持たぬと云ふことになるのか、と申しますのは、現行法でも、大臣も御承知と思ひます、先づ各省大臣に行政事務は分任せしむると云ふのが根本の建前で、それでも工合の悪いものは内閣に持つて行く、斯う云ふやうに主たる責任者は各省大臣で、それで工合の悪いものは總理大臣、掃き溜めみたいなものですけれども、兎に角一人で具合の悪いものは内閣に持つて行く、さう云ふやうになつて居る、それが分任の主たる原理である、さう云ふ原理と云ふものがどう云ふ根據に立つて居るか、と云ふことをちよつと明かにして置きた

○國務大臣植原悦二郎君 此の行政

權の行使される一番の大本の範圍は何處にあるかと云ふやうな御尋と、其中にどう云ふ風に分擔されて行くかと云ふ御尋のやうに解釋しますが、新しい憲法に依りまして、内閣は國會から生れて出て来る、それで大體國會の方針に依つて内閣が動く、其の國會の背後には國會の多数を占むる政黨がある、其の政黨の總裁と云ふものが必ず多數黨であれば内閣總理大臣になる、斯う云ふ順序に行くと思ひます、ここで内閣總理大臣と云ふ建前での程度に行政權を行使するかと云ふことは、何時でも國會の多数を制して居る所の政黨に依つて反映して、まあモラリイに之を言ひませうか、或は何と言はるか、其處に一種の制肘を受ける、國會の多数を決めたことは是が最後だ、其の範圍の中に行政の最後の枠は限定されると、斯う御考へ下さつて宜からうと思ひます、そこで其の範圍の中で今度は各省の行政事務を擔任する大臣はどうかと言へば、それは内閣で決めた枠の範圍に於て致さなければならぬ、其の範圍の中で若し逸脱したと思はれる時には、内閣總理大臣が之を注意することも出来る、そこで若し其の場合に於て多少の意見の相違もあつた時には合議體の關議に於て決定する、斯う云ふ風な形で行はれるものと御考へ下さつて宜からうと思ひます

○國務大臣植原悦二郎君 佐々木博

士能く御存じでせうけれども、實際は今の行き方と、本當に國會が中心となつて政黨がなる時と、餘程行き方が違ふと思ひます、現在内閣の下に、此の規定にもあります、内閣に内閣官房と法制局を置くこと云ふやうなことで、内閣官房は内閣としてではなくて、實は内閣總理大臣として取扱ふことが多からうと思ひます、此の第十二條には、内閣官房及び法制局を置く。一だけに於つて居りますけれども、私は豫算の

編成に付いても從來と違つた方法を探

るやうになると思ひます、國會が中心になり、政黨が中心になる場合に於ては、今の大藏省の主計局に於て豫算を算すると思ひます、さうすると豫算の編成も、豫算を編成する場所も自から違つて来なければならぬと思ひます、だから今佐々木博士の仰しやうが如く、細かいことは現在の官制を先づ踏襲して、政黨の力と内閣の力とのも合ひで漸次一番良い所へ定まつて行くのではないかと、斯う御解釋下さつて、根本は只今私が申上げたやうなことで、其の他のことは漸次必要に應じて動いて行くものだ、斯う御解釋下さる方が一番素直な解釋ではなからうかと思ひます、議論は抜きに致しまして……

○國務大臣植原悦二郎君 憲法の六

十六條の三項に「内閣は、行政權の行使に對し、國會に對し連帶して責任を負ふ。」斯う云ふ規定があるので、それを移したのであります、先刻の澤田さんの御議論に依れば、憲法にあることを此處に書く必要はないのではないかと云ふ御議論も立ちますが、今佐々木博士の仰しやうが如き御意見に依つても、相當私には強い理由があると思ふ、憲法に定めてある内閣は、憲法全體との綜合的の意味であり、茲に内閣法の場合には、内閣と云ふ限定したものであると云ふのは、御意見の違ひだけれども、佐々木博士の御意見に私は全然賛成するものであります、是も内閣と云ふものは一つの官廳でありますけれども、丁度政府と云ふものを廣義に解釋するのと狭義に解釋するとの違ひで、内容は同じで、内閣と云ふものが連帶して國政を處理する一つの

ものであると、斯う解釋する場合に於ては、内閣が國務大臣に依つて編成されて居る、其の國務大臣は皆一つに固まつて、さうして行政の事務を取扱ふ、従つてさう云ふ意味に於て國會に對して連帶して責任を負ふ、さう云ふ風に考へまして、内閣と云ふことを、唯一つの機關である、そこにあるものであると思ふ解釋と、内閣と云ふものが一つの合議體として行政事務を主管する所だと見ます場合に於ては、斯様な言葉使ひをして可宜しいのではありますまいか

○澤田牛麿君 憲法では、今仰しやつたやうな意味で私共は實は餘り詳しく穿鑿もしなかつたのであります、憲法は極く大體の政治的の考慮も入つて居る文句だと思つて餘り深く考へなかつたのであります、法律となつて出て來ると、憲法と同じ文字を使つてあるから悪いことはないと言へばそれ迄であります、もう少し精密にしなければいかぬと思ふ、そこも亦意見の相違ですから、私は此の程度で止めて置きます

○委員長(公爵岩倉具榮君) 第二條に於て御質疑がなければ第三條に移ります
○澤田牛麿君 第三條も、本會議で私申しましたが、どうも主務大臣とか、主任大臣とか云ふことは、事柄があつて、例へば警察とか、防疫とか云ふことがあつて、主務大臣とか主任大臣とか云ふことが出て來るので、何もものないのに主任大臣と云ふと、何處から出て來るのであるか、是は解釋の仕方「法律の定めるところにより」とあるから、そこで何かものがあるのだと云ふ意味かも知れませぬが、法律とし

ては甚だおかしなものぢやないかと思ひます、法制局長官の御考は如何でありますか
○政府委員(入江俊郎君) 其の點は今も御話がありましたやうに、法律の定めるところに依りまして、それで具體化するものであります、尙内閣が行政權を行ふと云ふことは、第一條で明かなことでありまして、それを實際に行ふ場合には、國務大臣が出て行政大臣となることと云ふ建前を執つて居りますからして、一條と三條とを對比致しまして、一條と三條とを自ら具體的の行政事務と云ふものは限定されて居ると云ふことが分るのぢやなからうかと云ふやうに考へて居ります

○澤田牛麿君 是も意見になりますから、餘り突つ込みませぬ
○伯爵宗武志君 是は言葉の使ひやうですから、餘計のこのやうですが、初めに各大臣は行政事務を分擔管理すると書いて置いて、次にそれが、「分擔管理しない大臣の有することを妨げるものではない」と書かず、初めから行政事務は主任の大臣を定めて之を行ふと云ふやうに書けないものでせうか
○國務大臣(植原悦二郎君) 御答へ致しますが、さう書けないと云ふこともあります、さう書けないと云ふこともありますが、斯う云ふ書き方でやつて來た、是で今仰しやるが如き意味は御分りだらうと思ひます

○伯爵宗武志君 能く分りますが、却つて其の方が非常に面倒な書き方であり、趣旨が却つて徹底しないやうに思ふ、それでちよつと私が申上げて置きたいのは、此の文をどうしろと云ふことではなく、まだ、新しい法律の書き方と云ふものが、非常にぎこちなく、従来の文語のものを其の儘少しづつづつと直して、新しい法律の書き方にする、斯う云ふことに付て、それは餘計のやうですが、將來法律の書き方に付て餘程御研究にならなといけなないぢやないかと思ふやうな感じが致しますので、法制局の方でさう云ふことに付て特別に御研究になつて居るやうなことがございませぬでせうか

○政府委員(入江俊郎君) 今の御話御尤でありまして、私共は實は出来るだけ努力致して居ります、最近も官廳用語に付ての色々研究を致しまして、是はまあ法令ばかりでありませぬから、文部省が中心に於つて官廳用語に付ての簡易化、若しくは平易化に付て色々の研究もして居りまして、法制局は是と一緒に於つて、法令を出来るだけ本當の純粹な日本文として、而も分り易くしようと思ふことに目下努力致して居ります
○伯爵宗武志君 只今の御趣旨は大變満足でございしますが、それには用語の専門家のやうな者を大勢網羅して居るのでございませうか

○政府委員(入江俊郎君) 之に付きましては文部省の國語の方の専門家を現在既に二名程内閣の囑託に致しまして、色々と絶えず相談をしてやつて居ります
○伯爵宗武志君 了承致しました
○委員長(公爵岩倉具榮君) 外に御質問がなければ第四條に移ります
○佐々木惣一君 言葉だけのことですが、ちよつと伺ひたいのであります、内閣がその職權を行うのは、閣

議によるものとするところのあるのを、「閣議による」としたら如何でせうか
○國務大臣(植原悦二郎君) 是も先刻宗伯の御質問のありましたやうに、今迄の法文と書違へるやうに、文語體のものが、國語體になり、又本當に法制上の良い言葉も、官廳の良い言葉も出來て居らないから、まあ色々言葉の上から言へば不備があると思ひます、今さう云ふものを折角何とかして一定の良い日本語に、洗練された日本語で官廳語が出来るやうにしたいと思つて心配致して居る、其の過渡期のもので一つ御了承願ひたいと思ひます
○佐々木惣一君 能く分りました、是はさう云ふ文章もありませんが、私共の考へが古いのかも知れませんが、兎に角法文と云ふものは總て軌範にならなければならぬので、説明的の文句を使ふべきではないと思ひます、是は幾らか説明的の文句に取れるものですか、それで伺つたのです、それから第一條に關聯して、職權と云ふ文字ですが、是は法文よりも、學問的の使ひ方で、私自身も屢々混乱に陥りますが、職權と言ふと、所謂職權調査とか云ふ意味に於て、自發的に權能を以てやると云ふやうな職權もあります、それから例へば命令とか、處分を爲すと云ふ、さう云ふ職權もあります、實質的の行政事務とか、警察の事務とか、さう云ふ事務をやるには、どうも職權と云ふ文字よりも、職務と云ふ方が穩かて宜いと思ふのであります、此の職權と云ふのは恐らくさう云ふ意味で御使ひになつたと思ひますが……
○政府委員(入江俊郎君) 左様でございませぬ

○佐々木惣一君 それで結構であります、四條はそれで宜しうございませぬ、澤田牛麿君 第二項の説明を願ひます、内閣は、内閣總理大臣がこれを主宰する。是は矢張り斯う云ふ規定がなければいけないのでありませうか
○政府委員(入江俊郎君) 是がなければ、結局首長たる總理大臣と云ふ風なこともありませぬから、解釋で出るかも知れませぬけれども、併し閣議と云ふものは重要なものであります、従つて其の内容を具體化して、此處に書いたのであります、閣議を招集したり、議長になつたり、閣議を招集したりする、云ふことは總理大臣がやると云ふ趣旨を此處に明かにしたのであります

○澤田牛麿君 それは三ツ子でも當然分り切つたことではあります、是も議論になりませぬから其の點は止めます、それから第三項の「案件の如何を問はず、内閣總理大臣に提出して、閣議を求むることが出来る。」と云ふことは、是は言はなくても當然のことであつて、斯う云ふことを書くのは却つて變なものだと思ひますが、どんな意味でありますか
○國務大臣(植原悦二郎君) 是は若し澤田委員のやうに申しましたらば、閣議を求めると云ふことは、一體どう云ふことを求めると云ふ其の文章の上からも考へなければならぬ各大臣は其の省の主管であるといふに拘らず、如何なる案件でも閣議の一部である場合に於ては、總理大臣に提出して、閣議の議を経ることが出来る、云ふ方が宜いぢやありませんか、どんなことでも國政には、一つの國家である以上は、其の國民の利害休戚に關することが總て其の中に網羅して居るのだ

議によるものとするところのあるのを、「閣議による」としたら如何でせうか
○國務大臣(植原悦二郎君) 是も先刻宗伯の御質問のありましたやうに、今迄の法文と書違へるやうに、文語體のものが、國語體になり、又本當に法制上の良い言葉も、官廳の良い言葉も出來て居らないから、まあ色々言葉の上から言へば不備があると思ひます、今さう云ふものを折角何とかして一定の良い日本語に、洗練された日本語で官廳語が出来るやうにしたいと思つて心配致して居る、其の過渡期のもので一つ御了承願ひたいと思ひます
○佐々木惣一君 能く分りました、是はさう云ふ文章もありませんが、私共の考へが古いのかも知れませんが、兎に角法文と云ふものは總て軌範にならなければならぬので、説明的の文句を使ふべきではないと思ひます、是は幾らか説明的の文句に取れるものですか、それで伺つたのです、それから第一條に關聯して、職權と云ふ文字ですが、是は法文よりも、學問的の使ひ方で、私自身も屢々混乱に陥りますが、職權と言ふと、所謂職權調査とか云ふ意味に於て、自發的に權能を以てやると云ふやうな職權もあります、それから例へば命令とか、處分を爲すと云ふ、さう云ふ職權もあります、實質的の行政事務とか、警察の事務とか、さう云ふ事務をやるには、どうも職權と云ふ文字よりも、職務と云ふ方が穩かて宜いと思ふのであります、此の職權と云ふのは恐らくさう云ふ意味で御使ひになつたと思ひますが……
○政府委員(入江俊郎君) 左様でございませぬ

から、左様なことを書かなくても宜いぢやないかと云ふことを仰しやれば、それも一つの御意見であります、主任大臣が在り、無任所大臣が在る、さう居る場合に於て、其の主任大臣の管轄以外のことでありまして、氣付いたこと、或は必要だと考へることを内閣に提出して、其の閣議の了解を求めると云ふに於ては「案件の如何を問はず」と云ふことがあつた方が宜いぢやありませんまいか

○澤田牛麿君 是も意見の相違でありますから、私は此の程度で止めて置きます

○佐々木惣一君 ちよつと第四條で御伺ひ致したい、それは閣議の決定ですが、通常内閣の閣議は全會一致でなければいかぬと云ふやうなことを言ひますけれども、それは必ずしも私は正しい議論とは思ひませぬ、法制局長官の御考は如何でありますか

○政府委員(入江俊郎君) 此の點は連帶責任と云ふ規定の趣旨に鑑みまして、全會一致たるべきものと考へて居ります

○佐々木惣一君 兎も角全會一致と云ふことになつて居るので、いやそれならそれで宜しうございませぬ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 第四條に御質問なれば、第五條に移ります

○澤田牛麿君 五條は全く重複すること、要らないことぢやないですか

○政府委員(入江俊郎君) 先程申しましたやうに、重複と云へば重複であります、内閣と國會との關係は矢張り重要な點であります、斯う云ふ風に書いた譯であります、且又佐々木博士が仰しやつたやうに、内閣法としての法律上の意味を非常に明かにして來

るのぢやないかと思ひます

○委員長(公爵岩倉具榮君) 他に御質問がなければ、第六條に移ります

○澤田牛麿君 第六條も同じやうに考へます、「閣議にかけて決定した方針に基いて」と云ふ此の文句がちよつと「行政各部を指揮監督する」ではいけないのですか、「閣議にかけて決定した方針に基いて」と、何だか斯う非常に細かい道行きを書いて居るやうですが……

○國務大臣(植原悦二郎君) 是も矢張り合議制として、皆んな連帶責任と云ふ點から言へば、先づ國家の重要な事項、行政上の重要な事項は閣議の決定を俟つべきものだ、それだからして「閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」斯う云ふ意味だと御了解下さつて宜からうと思ひます

○委員長(公爵岩倉具榮君) 他に御質問がなければ、第七條に移ります

○澤田牛麿君 是は權限争議に付てのことであらうかと思ひますが、現行の規定に於ける權限争議はどうか云ふ風になつて居るか、詳しいことは存じませぬけれども、「權限」についての疑義は、内閣總理大臣が、閣議にかけて、これを裁定する、是は總理大臣が直接裁定してよくないことですかね、「閣議にかけて」と云ふことになると却て混雜を來すものぢやないでせうか

○國務大臣(植原悦二郎君) 全體に於て、假に肥料の問題で言ひますと、農林省と商工省との範圍迄どうする云ふやうなことも問題になり易い、さう云ふ問題は總理大臣が決めても宜しいことでありませぬけれども、或るべく皆の意見の一致を見る爲ならば、閣議

にかけてやつて行くこと云ふことが宜いのか、或はありますまいか、時に依つては總理大臣が裁決してそれで皆事後承諾を受けることもありませう、是は實際連帶責任と云ふ建前で、斯う云ふ規定が出来て居ると思ひます

○澤田牛麿君 私は此の閣議にかけるか、かけぬかは其の時の便宜の問題で、是こそ實行上の問題で、法律で斯う云ふ風に規定して置く必要はちよつともない、えらく窮屈な規定を置いたものだと思ひますが、それも今の御説明で御趣旨だけは分りましたから、それでは止めます

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外に御質問なければ、第八條に移ります

○佐々木惣一君 「内閣總理大臣は、行政各部の處分又は命令を中止せしめ、」とありますが、是は從來のものでは、天皇の勅令を待つ爲に、せしむると云ふことは天皇が監督者ですから宜いのですけれども、今度は内閣總理大臣が殆ど行政各部を監督して居るのだから、中央に於て處分又は命令を中止しとやつてはいかぬのですか、どうですか

○國務大臣(植原悦二郎君) 矢張り中止しと云ふ言葉でも悪いことではないと思ひますけれども、或るべく各主任大臣の地位を尊重し、敬意を表する意味に於て、斯う云ふ言葉が現れて來たと御了解願ひたいと思ひます、意味に於ては左様なことだと思ひますけれども、事實は成るべく國務大臣の立場を矢張り大切に取扱ふ、斯う云ふ意味であります

○佐々木惣一君 詰り内閣總理大臣は兎に角各主任國務大臣を監督すると云ふ地位には影響しないのですか、是で

失ふやうなことはありませんね

○國務大臣(植原悦二郎君) 御説の通りであります

○澤田牛麿君 此の第八條は、本會議に於ては淺井君も述べられたし、又幾分違つた意味で私も述べて居ります、是は如何にも觀念の混淆ぢやないか、舊制度に於ては、即ち天皇が裁斷をされること云ふことと前提として、それを基礎として之に似たやうな規定があつたのであります、新憲法に於ては天皇が裁斷されるとか命令されるとか云ふことがないのであるから、總理大臣が上級官廳であり、各大臣を監督して居り、各大臣の上に立ち、各大臣を任命するものであるから、内閣の處置を待つことが出来ること云ふ何だか他所事のやうなことは、甚だ不當な規定ではないか、此の條は全く要らないぢやないか、此の條のあるのは舊規定の觀念を去ることが出来ないで、觀念が混淆して居るものぢやないかと私は思ひますが、法制局長官の御考へ如何ですか

○政府委員(入江俊郎君) 之を作り出した心持は、矢張り總理大臣が行政各部を監督する點もありませんけれども、併し之に付きまして、矢張り内閣を代表して其の意味に於て行政各部を監督することになる譯なんで、總理大臣が自分だけの考で、行政各部特に各省大臣のやつた處分命令等をどうも處理すると云ふことはどうも適當でない、さう云ふ所からして是だけの處置を執りまして、事務を重要視する態勢を執つた譯であります、併し實際の運用としては、今國務大臣の仰しやいまして相當のことは出来るのですけれども、建前としては矢張り斯う云ふ建前で、内閣が全體として責任を負ひながら行政をやつて行かうと云ふことにした方が宜からうかと思つて居るのであります

○淺井清君 只今のことで關聯して御伺ひを致しますが、此の舊内閣官制の第三條でございませぬか、之を發動した實例があるかどうか、若しあれば御示しを願ひたいと思ひます

○國務大臣(植原悦二郎君) どうも其の點は餘りはつきり史實を知りませぬけれども、どうもいややうに思はれます

○淺井清君 内閣官制は明治十八年に出來たかと思ふのですが、年號は間違つて居るかも知れませぬが、是がそれから今日に至る迄一回も發動しない規定である、それを受継いだのが今度の第八條である、既に死文化化したものを又茲に御入れになると云ふ御趣旨が何處にあるか、發動しなくても宜いと云ふ議論があるのか、其の邊ちよつと分らないのですが……

○國務大臣(植原悦二郎君) 少し第三條と此の第八條の意味が違ふと思ひます、「勅令ヲ待つコトヲ得」と云ふことと云ふこととは……、是も能く議會中心の政治、政黨中心の政治になつたことを御考へ下されば、總理大臣が一番注意しなければならぬことは、閣議に於て決定して、さうして其のことを行政各部の主任大臣の間に成るべく摩擦を生じないやうにして行く、それをうまく統轄して行くこと云ふことが總理大臣の一番の大きな任務ぢやなからうかと思ひます、さうして本當に政黨政治が出來た場合に於ては、各國務大臣は政黨の可なり有力者、而も皆其の領

袖株でありますから、それが擔任する所の行政各部の事務を取扱つたり、處分をして行く間に於て、多少の考へ違ひがあつた場合に於ては、總理大臣は、實際其の總理大臣に依つてではありませうけれども、命令をして直ぐそれを處理することも出来ませうけれども、穩かな方法は、一應閣議の決定を待つて、其の處理に依つて決定すると云ふことが政黨などの黨議を多く取扱つた上から言へば良い途ぢやありませんまいか

○淺井清君 私にはちよつと國務大臣と意見を異にして居るのでございませうが、此の「中止せしめ」と云ふことは、既に穩かな方法でないと思ふ、政黨内閣が若し發達しますれば、此の「中止せしめ」と云ふ職權を發動しない前に、總理大臣の實力なり或は政黨間の問題として、是は解決されて居るので、既に此の職權を發動して中止せしむると云ふことは既に内閣が不統一になつて居る、或はもう内閣は既に崩壊に直面して居るやうな時でなければ、此の職權は發動しないのぢやないか、斯う云ふ風に考へる、さう云ふ譯です、是が今日迄遂に死文になつてしまつて居るのぢやないか、斯う云ふ風に考へるのです、ちよつと今の國務大臣の御考と違つて居るのですが、兎に角是は内閣官制制定以來斯う云ふやり方は一遍も發動して居らないのぢやございませぬか

○國務大臣(植原悦二郎君) 從來の内閣は左様なことはありませう、是は主として官僚式でありますから、新しい憲法の下に於て出来ませう、總理大臣は、出来る限り各省大臣に内閣の決定した事項以外のことは自由の手を揮はせた方が、善い政治が行はれるんぢや

ありますまいか、左様な工合に於て幾分其の處分が誤つたと云ふ時に、先づそれを一時止めさせて、さうして閣議の決定を経る、必ずしも左様なことは内閣の不統一だと考へませぬ、それを内閣の不統一だと考へませぬ、これは、少し政黨の内部なり政黨政治家の本當の心情を御理解にならない結果ではありませぬ、私は斯様な取扱をするので、本當に内閣の統一を圖つて行く所だ、と考へて居ります

○淺井清君 私は全然考へ違ひます、強力なる政黨内閣に依つては、斯かる現定は絕對發動の餘地はないと思ひます、それは即ち總理大臣の實力なせしめ、斯かる條文の發動は全く意味がないのであつて、過去十數年間のやうな、各方面の勢力を集めた、所謂バランス、オプ・パワーの上に乗かつて居る總理大臣ならば、或は斯う云ふ突つかい棒をしなければならぬことも必要だと思ひますが、政黨内閣が發達致しますれば、是は總理大臣の實力を以て解決することである、中止せしめ以前に總て問題は解決すべきものであつて、總理大臣が斯かる規定を發動するに至ることは、是は總理大臣の貴職が足りない、苟くも政黨の黨首とあるべき方が、斯かる規定を以て關係に臨むに至りましたならば、是は我が國の政黨政治と云ふものは、駄目だと思ふのであります、ちよつと國務大臣と御意見が違ふかも知れませぬが……

○國務大臣(植原悦二郎君) それは意見の違ひで、議論しても致し方ないと思ふことでありませうけれども、實際は本當に政黨の各人の意見を尊重して、それを統轄して行くと思ふことが、政

黨政治家の一番宜しいことと思ひます、さうして實際に當つて、行政の細部に互つて、それを一々閣議の決定を俟つて行くことは事實出来ぬ、可なり大臣にフリー、ハンドを與へると云ふことが宜いことで、萬一の場合にそれを一時中止せしめて、そして、閣議の決定を圖ると云ふことが、本當に圓滑に行く方法であります、實際の問題に付て御考になれば、淺井君と違つた事實が出て來ると思ひます、それは意見の違ひですけれども、本當の行政事務はそんなに簡単に、總てを閣議決定で其の通りやつて行き得るものでなく、其の時に起つた事は其の時に處置して行く、其の處置して行くことが他の省と摩擦を起すやうな場合はそれを中止せしめ、さうして閣議の決定を俟つて行く、斯う云ふことで、行政事務の複雑なことを能く御考になつたならば、能く私の言ふことが御諒解下されと思ひます

○淺井清君 此の問題は是で宜しうございませぬ
○委員長(公爵岩倉具榮君) 他に御質問なければ第九條に移ります、別に御質問もなければ第十條に移ります
○楠木忠正君 ほんの是は字句の問題であります、第十條を見ると「主任の國務大臣」と書いてあります、第三條、第七條を見ると「主任の大臣」と書いてあつて、國務大臣とはなつて居らない、此の使ひ分は矢張り第三條、第七條の「主任の大臣」と云ふのは、皆國務大臣を言ふのでせう、第十條の條項は特に重大であるから國務大臣と書いたのでせうか

○國務大臣(植原悦二郎君) 第三條に「主任の大臣」としてあるのを、第十條

に於て「主任の國務大臣に事故あるとき」と云ふ風に、區別して居るのは、どう云ふことかと云ふことの御質問のやうであります、茲に國務大臣と云ふ字を特に用ひた所以は、一つの主管として居る所の國務大臣に事故ある時と云ふ極限した意味、第三條の方はさう云ふ意味でなくて、主任のどの大臣をも指さす意味に於て、斯う云ふことになつたらうと思ひます、片一方の方は主任の或る特定の國務大臣に事故ある時、斯う云ふ意味であるし、片一方の方は主任の全般に互る大臣、勿論大臣と云ふのは國務大臣の意味ですけれども、總轄のことで、片一方は特定の具體的のことで、斯う云ふ差別の使ひ方が出來たと思ひます

○楠木忠正君 私の質問は是で宜しうございませぬ
○委員長(公爵岩倉具榮君) 外に御質問なければ第十一條
○澤田牛膏君 是は矢張り十一條の斯う云ふ規定がなければいけません、憲法の解釋から當然……
○國務大臣(植原悦二郎君) どうも同じ根本の觀念としては、いつも同じことのやうであります、斯様にして繰返してあるかも知れないが、明瞭にして置いた方が、他を引出して法律を取扱ふ上に於て便宜ぢやありませんまいか、便宜主義だと御了解下されば宜しうございませぬ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外に御質問なければ第十二條
○澤田牛膏君 十二條に「内閣官房及び法制局は、政令の定めるところにより、其の組織は、別に法律の定めるところによる。」と、こんなに法律を幾つ

も出さなければ、法制局が出來ないでせうか、そこで私が豫め／＼言つて居る通り、第十二條などなくても、行政官廳に關する一般の法規が出來れば、其の中に、内閣に官房、法制局を置く、と云ふ一項があれば、組織が出來ると思ふ、之を此の法律で置く、と云ふことを書いて、又其の組織と云ふものは又別の法律で定める、どうも餘り複雑のやうに思ふのですが、如何ですか

○國務大臣(植原悦二郎君) 是は先刻來の御話で、行政官廳法のことを意味するので、其の法に依つて内閣官房や法制局の組織がはつきりすると云ふことと御了解願ひたいのです、別に内閣官房や法制局の爲に、其の組織を規定する爲に法律を設けると云ふことでは、是等の規定も組織も自ら定まる譯です
○佐々木惣一君 此の十二條の最後の所ですが、無論此の内閣官房及び法制局以外に、色々な機關が必要である、云ふことは申す迄もない、それをちよつと御尋ねして見ようと思ひます、私は外部に居つた時から感じたのですが、親しく實際機關に接觸して來た感じで、國務大臣と云ふものは……内閣と言つても宜いが餘りに本當の意味國務を考へると云ふことが出來ない程忙しい、私はもう少し落著いて考へると云ふやうな組織があつたら宜からうと思ふ、具體的の現實の事務を處理すると云ふだけではない、落著いて考へるならば、今日どう云ふことが重大な問題であるか、従つて其の解決方法としてどう云ふことに著眼すると云ふことを、落著いて、學者の學理上の問題でなしに、具體的事實に即してであるけれども、事務的に處理するのでなく、

も出さなければ、法制局が出來ないでせうか、そこで私が豫め／＼言つて居る通り、第十二條などなくても、行政官廳に關する一般の法規が出來れば、其の中に、内閣に官房、法制局を置く、と云ふ一項があれば、組織が出來ると思ふ、之を此の法律で置く、と云ふことを書いて、又其の組織と云ふものは又別の法律で定める、どうも餘り複雑のやうに思ふのですが、如何ですか

落著いて考へると云ふやうな一つのものなり組織を大臣に持つて置くやうにする爲に、さう云ふことに役立つやうな機關を假に置いて、斯う云ふ問題が今度大だ、大體の方針は斯う云ふ風にやるべきだと云ふことを始終考へて、それを國務大臣に、或は内閣に言ふやうな、さう云ふものが一つあつたらどうかと云ふ感じを痛切に持つのです、名は別ですが、さういふやうなことも此處で考へられて居ないと思ひますが、さう云ふことがあつたら如何かと思ふのですが、如何でせうか、何も責任ある御答辯を望みませんよ

○國務大臣(植原悦二郎君) 佐々木博士の御意見に御尤もと思ひます、今日の行政の取扱では、難務に紛れて、本當の大處高處から國務大臣が國政の方向を考へるやうな時間がない、是では實際良い政治が行はれないと思ひます、さうして今迄は議會の期限も三箇月、會期中は國務大臣も政府の役人も朝から議會に詰切りと云ふことでありましたから、私は新しい國會法が出来た時には、是も徹底的に改めなければならぬと思ひます、少くも午前中位は各國務大臣は官廳に居て事務を見る、午後から議會に出て仕事すると云ふことにしなければならぬと思ひます、さう云ふ形を探ります時に、國務大臣なりは可なり落著いて、全く静かにして國務政を考へる時間がないやうでは良い政治は行はれないと思ひます、そこでさう云ふ建前から行きますれば、内閣の官制の上になくも、或無任所大臣がそれに當るとか何とか云ふことが出ませうが、一種のプレイン・トラストのやうなものがあつて、別のものを考へて、さうして國內の事

情も海外の情勢も、又國家の行くべき道も考へて、そこで相當ものを立案することにならなければ良い政治が行はれないと思ひます、此處にありますことは、今の内閣を引き續く爲に斯う云ふものが出来て、是等に於ては實際國會が中心になる場合には根本的に改めた形が出ると思ひます

○佐々木惣一君 分りました
○野村嘉六君 まだ質問が續くやうです、十二時半ですから休憩にしたらどうですか、もう少しならやつても宜いと思ひますが……
○委員長(公爵岩倉具榮君) もう少しのやうでございませうけれども……
○伯爵宗武志君 大臣に伺ひます、第十二條であります、内閣に、内閣官房及び法制局を置く。と云ふことの「内閣に」と云ふ意味はどうですか、内閣と云ふものと官房なり法制局の關係……
○國務大臣(植原悦二郎君) 内閣の組織の中に云ふことでございます
○伯爵宗武志君 組織の中に入つて居りますか、内閣は總理大臣と國務大臣で以て組織すると云ふことになつて居るのですが、其の内閣と此の場合の内閣は意味が違ひますか
○國務大臣(植原悦二郎君) 茲に内閣と云ふ場合には内閣總理大臣の直屬に云ふ考へ方と思ひます
○伯爵宗武志君 矢張り第十二條の中に「庶務を掌る。」其の次に「法制一般に關することを掌る。」斯う云ふことになつて居りますが、其の後に「内閣の事務を助ける。」と云ふ風に又書いてあります、其の「掌る」と「助ける」の意味の區別が能く分りませんが、御説明願ひます

○政府委員(入江俊郎君) 「掌る」と申しました時は、其の部局其のものの權限を書いた譯なのでありますけれども、「助ける」と書きました場合は、結局新しい何か機關を置きまして、其の機關は結局内閣の事務を助ける爲に置くものであると云ふ趣旨を現はしたものであつて、然らば其の機關はどう云ふことを掌るか云ふことは、それは別に法律で定める所であり、法律で所掌事項は書く積りで居ります
○伯爵宗武志君 新しい機關で以て、「前二項の外、内閣官房及び法制局は」と書いてありますから、矢張りそれと助けるのですか、助けると云ふことは掌ると云ふ意味と同じで、唯やることが決つて居ないけれども、掌るのだと云ふ風に解釋して宜しいのでありますか

○政府委員(入江俊郎君) それは掌ると申しますと、具體的に内容は決つて居るだらうと思ふのです、例へば内閣官房は閣議事項の整理其の他の庶務と云ふことが所掌事項の内容であるとして範圍が決つて居ります、それから内閣官房が政令の定める所に依つて内閣の事務を助けると、斯うなりますと、其の場合には内閣官房は内閣の事務を助けるのであつて、而も其の内容の所掌事項は政令に依つて決まると云ふ風になると思ひます
○伯爵宗武志君 さうしますと、助けると云ふ意味は携はると云ふ意味に解釋して宜しうございませうか
○政府委員(入江俊郎君) そこは助ける云ふのは、内閣と云ふものの事務を補助すると云ふ意味に於て働くのだと云ふことを言つて居るのであつて、其の補助する場合にどう云う具體的事

務を所掌するかと云ふことが、掌ると云ふ觀念なのでありますから、どうも掌ると助けると云ふ間には少し段階の違ひがあるかと思ふのであります
○伯爵宗武志君 掌ると云ふことでなく、携はると云ふことに解釋して宜しうございませうか
○政府委員(入江俊郎君) さう云ふ意味ならそれで結構であります
○澤田牛麿君 内閣直屬の恩給局とか、今は印刷局はないと思ひますが、さう云ふやうな部局があります、さう云ふものは此の内閣の事務を助けると云ふ中に入りますか
○政府委員(入江俊郎君) 十二條の中に色々なものがあるやうに考へて居りますが、内閣と申しますのは、先程國務大臣が仰つしやいましたやうに總理大臣と云ふことになりませうけれども、其の總理大臣と言ひましても、此の内閣法で言つて居る十二條の規定でありますから、合議體としての内閣と云ふものがあつて、その代表として總理大臣があると思ひます、例へば恩給處が内閣總理大臣が各省大臣と同じ列に於て行政大臣となる場合もありません、さう云ふ風な場合に、例へば恩給であるとか統計と云ふことに付て所掌することがあると思ひます、それは實に此處の末項に書いてある事項ではないのであります、矢張り末項に書いてあります必要な機關は、合議體たる内閣並にその代表たる總理大臣、さう云ふものを助けると云ふ意味で書いてありますから、言つて見ますれば、今の制度で言へば、或は今の所之に丁度びつたり當るやうなものはないやうにも思ひますけれども、將來或は企畫的な方面の部局とか或は豫算の部局に付

て、そんなものが考へられれば、斯う云ふやうな規定からして根據を置いて法律が定つて来るのだらうと考へて居ります、従つて今の恩給局、統計局に付ては十二條から離れて單獨の官廳として置くことがあるかと思ひます
○委員長(公爵岩倉具榮君) 是にて各條の審議を終りました、外に質問がなければ質問を打ち切りました、討論に入ります
○野村嘉六君 もう十分に質問應答出来ましたからして、是で御採決を願ひたいと思ひます
○委員長(公爵岩倉具榮君) それでは本案の採決を致します
○澤田牛麿君 採決と云ふと何ですか、討論をしないで……
○野村嘉六君 それは異議がないと思つて居りますか
○澤田牛麿君 質問は済んだが、討論と云ふものはないのですか
○委員長(公爵岩倉具榮君) 討論に入つて、他に御發言ありませんか
○野村嘉六君 それでは討論終結の動議を出します
○委員長(公爵岩倉具榮君) 澤田委員に御意見があるのですか
○澤田牛麿君 私は此の内閣法は否決すべきものと云ふ意見を出します、それは先程度々述べる通り、官廳法と官吏法があれば、此の内閣法に於て是非共なければならぬと云ふ規定は其の中へ入れ、ば宜い、大體の規定を觀測すると、多くは憲法との重複になりますから、要らないものを省いて、是非共要するものがあれば、其の一箇條か二箇條は官廳法に入れ、ばそれで済むのです、獨立の内閣法と云ふものを發布する必要はないと思ひますから、否決の

案を主張致します。
○野村嘉六君 私には原案の賛成の意見を述べます

○浅井清君 澤田さんの御議論も御尤もではございますが、兎も角敗戦後の今日に於てはバラックしか建たない状態でもございますし、色々法制上移り變りがありますから、色々缺陷もあるとは思ひますけれども、私は先づ本案に於て其の運用の上に十分注意せられると云ふことを條件として本案に賛成致します

○委員長(公爵岩倉具榮君) 他に御意見もなければ、本案の採決を致します、本案を可決することに御異議ございませぬか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○澤田牛麿君 賛成は全會一致であります

○委員長(公爵岩倉具榮君) 本案を可決することに賛成の方の御起立を御願ひ致します

〔起立者多数〕

○委員長(公爵岩倉具榮君) 多数を認めます、そのでは本案を可決することに決定致しました、是にて本委員會を閉會致します

午後零時四十三分散會

出席者左ノ如シ

- 委員長 公爵岩倉 具榮君
- 副委員長 子爵森 俊成君
- 委員

- 伯爵宗 武志君
- 子爵岩下 家一君
- 子爵大久保 教尙君
- 子爵稻垣 長賢君
- 林 春雄君
- 佐々木 惣一君
- 村上 義一君

- 男爵伊藤 一郎君
- 男爵渡邊 修二君
- 男爵岩村 一木君
- 男爵山根 健男君
- 男爵明石 元長君
- 野村 嘉六君
- 澤田 牛麿君
- 鍋木 忠正君
- 原 泰一君
- 小山 完吾君
- 小野 耕一君
- 岩淵 辰雄君
- 浅井 清君
- 國務大臣 植原悦二郎君
- 國務大臣
- 政府委員
- 法制局長官 入江 俊郎君

昭和二十二年一月十九日印刷

昭和二十二年一月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局